

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）に基づき下記のとおり公示します。

2025 年 11 月 5 日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：インド国ヒマーチャル・プラデシュ州保健システム強化事業準備調査【有償勘定技術支援】（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第 1 章 1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第 1 章 3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第 1 章 2. 及び 6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業 務 名 称 : インド国ヒマーチャル・プラデシュ州保健システム
強化事業準備調査【有償勘定技術支援】(QCBS-ラン
プサム型)

調達管理番号 : 25a00407

【内容構成】

第 1 章 企画競争の手続き

第 2 章 特記仕様書案

第 3 章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第 2 章「特記仕様書案」、第 3 章 2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025 年 11 月 5 日
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：インド国ヒマーチャル・プラデシュ州保健システム強化事業準備調査【有償勘定技術支援】（QCBS-ランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2025年12月 ～ 2027年2月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

（６）前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（４）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- １）第１回（契約締結後）：契約金額の32%を限度とする。
- ２）第２回（契約締結後13ヵ月以降）：契約金額の8%を限度とする。

（７）部分払の設定²

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

- １）2026年度（2026年7月頃）

２．担当部署・日程等

（１）選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課
電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

（２）事業実施担当部

南アジア部 南アジア第一課

（３）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年 11月 11日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025年 11月 12日 12時まで
3	質問への回答	2025年 11月 17日まで
4	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2025年 11月 21日 12時まで

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
7	見積書の開封	2025年12月5日12時
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日まで
9	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/jnpyGD0zG0>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 回答方法

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.（3）日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4.（3）に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica. go. jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

(3) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書・別見積書
- 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点 80 点、価格評価点 20 点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4. (2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります）。
なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100 点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100 点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第 3 章 4.（2）に示す上限額の 80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の 80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の 80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100 点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8/N）×100 点

* 最も安価ではない見積額でも上限額の 80%未満の場合は、上限額の 80%を N として計算します。

4）総合評価

技術評価点と価格評価点を 80：20 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.8＋（価格評価点）×0.2

（3）見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記 2.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

1. 企画・提案に関する留意点

- プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。
- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づく業務を行うに当たっての、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。
- 特記仕様書案に記載の内容が実施出来ない又は不要と考える場合には、プロポーザルにその旨を明記すること。
- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性・メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載してください。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（第3章「2.業務実施上の条件」参照）
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「5.競争参加資格」参照）
- 再委託することにより業務の効率・精度・質等が向上すると考えられる場合は、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO に再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合は、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

プロポーザル作成に当たっては、本特記仕様書(案)に加えて、第3章に示す関連資

料を参照してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容・背景

- 本プロポーザル評価においては以下の項目を重要視しており、プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。また、特記仕様書案に記載の内容が実施出来ない又は不要と考える場合には、プロポーザルにその旨を明記すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします（ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください）。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	本書で記載した分野における本邦技術・ノウハウの活用・連携可能性、具体的な検討方法	第4条（7）本邦技術・ノウハウの活用可能性、等
2	本書で記載した以外の本邦技術・ノウハウの活用・連携可能性、具体的な検討方法	第4条（7）本邦技術・ノウハウの活用可能性、等
3	本邦招へいのプログラム案等の実施方法	第4条（8）実施機関の本邦招へいの実施

【2】 特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

本業務は、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第4条 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、もって我が国の円借款事業として本事業を実施するに当たっての審査に必要な調査を行うことを目的とし、「第5条 成果品」に示す報告書等を作成するものである。

第2条 業務の背景

別紙 1 のとおり。

第 3 条 実施方針及び留意事項

(1) 円借款事業検討資料としての位置づけ

- 本業務の成果は、本事業に対する円借款事業の審査を発注者が実施する際の検討資料及び相手国の事業了承の基礎資料として用いられることとなる。
- 本業務で取りまとめる事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることから、事業内容の計画策定については、業務の過程で随時十分発注者と協議し、その承諾を得ること。
- 本業務で検討・策定した事項が相手国政府・実施機関への一方的な提案とならないよう、相手国政府・実施機関と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とすること。
- 当該審査の過程において、対象事業の内容が本業務の結果とは一部異なる結論となることがある可能性があるため、相手国関係者に本業務の調査結果がそのまま円借款事業として承諾されとの誤解を与えないよう留意すること。
- 本業務では、事業費に関する相手国政府・実施機関との認識の一致に特に留意すること。当初想定されていた技術仕様や当該技術仕様に基づく事業費について相手国政府・実施機関との説明・調整状況について発注者に随時情報共有を行うこと。
- 相手国政府・実施機関への調査説明（事業費を含む）に係る議事録は、5 営業日以内に発注者に提出するとともに、ファイナル・レポートに添付すること。
- 本業務の成果をふまえ、JICA は本事業に関するファクト・ファインディング・ミッション（F/F）及び審査を 2026 年度に実施することを想定している。（F/F は 2026 年 8 月頃、審査は 2026 年 10 月頃を予定）F/F や審査、調査ミッション前に、本業務の進捗報告を行うとともに、必要に応じて情報収集や本事業の検討にかかる支援を行う。また、審査前に、JICA からの本業務結果に関する情報提供依頼があれば速やかに回答する。

(2) 参考資料

- 共通仕様書第 9 条に示す以外で、本業務で参考とする資料を以下に示す。

① 公開資料

円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドライン（2023 年 10 月）（以下「調達ガイドライン」という。）

円借款事業に係る標準入札書類（以下「標準入札書類」という。）

コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン 最新版

コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン 最新版

国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022 年 1 月）（以下「JICA 環境社会ガイドライン」という。）

気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：緩和策 Mitigation）

気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：適応策 Adaptation）

JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き

JICA 安全標準仕様書（JICA Standard Safety Specification: JSSS）（2021 年 2 月版）（以下「JSSS」という。）

資金協力事業 開発課題別の指標例（以下「開発課題別の指標例」という。）

② 配布資料（契約締結後に配付）

➤ 円借款事業の審査の検討資料としての基本的な基準・様式は以下のとおり。

(ア) IRR（内部収益率）算出マニュアル（2017 年 9 月）（以下「IRR マニュアル」という。）

(イ) コンサルティング・サービスの TOR サンプル

(ウ) 事業費の積算関連資料³コスト縮減検討関連資料

(エ) 環境社会配慮カテゴリ B 報告書執筆要領（2025 年 9 月）（以下「カテゴリ B 執筆要領」という。）

(3) 審査の重点項目

➤ 本業務の成果が円借款事業の審査の検討資料となるため、以下の項目について、発注者から別途指示する基本的な基準、様式に従って整理すること。

① インド及びヒマチャル・プラデシュ州における以下分野に関する現状と課題、関連政策を踏まえた本事業での取り組み計画

- 三次・二次医療サービス
- 病院情報管理システム・医療データ基盤
- 高齢者医療・介護
- がん予防・がん治療
- 製薬産業

② 適用される技術基準

③ 施工計画（医療施設、医療機材、システム・データ基盤整備を含む）

④ 調達計画

⑤ コンサルティング・サービス（詳細設計、入札補助、施工監理の実施等）

³ Excel ファイルの様式。同様式の動作環境は、64bit 版 Windows OS (Windows 10 以上) を推奨している (macOS は推奨しない)

- ⑥ ソフト・コンポーネント実施計画（病院運営・人材育成プログラム等）
- ⑦ 事業費
- ⑧ 事業実施スケジュール
- ⑨ 事業実施体制
- ⑩ 運営・維持管理体制
- ⑪ 運用・効果指標
- ⑫ 内部収益率（IRR）
- ⑬ 環境社会配慮
- ⑭ ジェンダー配慮
- ⑮ 本事業実施にあたっての留意事項の整理

（４）発注者への事前説明

- 説明資料等の中間的な成果を含む本業務の成果について相手国政府・実施機関に提示する場合には、発注者に事前に説明し、その内容についてすり合わせる。
- 相手国政府・実施機関との間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が困難と思われる場合には速やかに発注者に報告し、対応方針について指示を受けること。
- 発注者と打合せ後、受注者は対応方針等を取りまとめ、発注者の確認を取ること（必要に応じて打合簿を作成すること）。

（５）関連調査等から得られる情報のレビュー及び活用

- 既存のデータを最大限活用することとし、既存データが存在しない、及び既存データでは十分な情報が得られない際に、該当する業務を行うこと。

※本事業では以下の支援内容を予定している。第３条（６）以降に記載する業務の内容が、特定の支援内容にかかる業務である場合のみ、その旨を明示する（記載例：（９）本業務における地理的な対象範囲【Ｂ】）。無印の場合は、全ての支援内容に関連するものとする。

- 【Ａ】 既存の三次及び二次医療施設における医療機材の整備及び関連するソフト面での支援
- 【Ｂ】 がんの治療に特化した三次医療施設の新設及び関連するソフト面での支援
- 【Ｃ】 医療施設におけるデジタル化推進のための機器・ソフトウェア・システム整備
事務所コメントを受けて追記及び関連するソフト面での支援

（６）本邦技術の適用／本邦企業の参入促進

本業務では以下の点に留意する。

- 本事業に関連する機材（医療機材、IT 機器・ソフトウェアを含む）、設備、工法等で本邦企業に優位性がある技術の検討に当たっては、自然条件、施工時の制約条件等を勘案し、施工も見据えた概略設計を作成するとともに、相手国政府・実施機関のニーズ及び意向を十分に把握したうえで、本邦技術の適用を検討すること。
- 本邦技術を適用することによる経済性、工期短縮、事業費軽減、環境負荷軽減や工事中及び供用後の安全性向上などの可能性を幅広く検討し、その結果を発注者へ報告すること。
- 適用を提案する本邦技術について相手国政府・実施機関に十分な説明をし、調整を行うこと。
- 本邦企業の事業参入促進に当たっては、関連本邦企業の参入意志に留意しつつ、競争性確保ができるように検討すること。
- 本事業においては、上記機材、設備、工法以外の、本邦技術・ノウハウの活用可能性、或いはそれらに限らない本事業と本邦企業或いは大学等の連携の可能性に関しても検討すること。特に、本事業地であるヒマーチャル・プラデシュ州は製薬産業の集積地が存在しており、医療原薬は経済安全保障上重要であることから様々な形での製薬企業、或いは高齢者医療・介護、がん予防・がん治療等との連携、もしくはこれに限らない連携可能性のある分野に関する技術・ノウハウの活用について広く検討する。具体的な調査項目は第4条（7）のとおり。
- 発注者が実施した中小企業・SDGs ビジネス支援事業については、過去の採択事業等の情報も参照しつつ、中小企業を含めた本邦企業が有する技術・製品・アイデアの活用の可能性を検討すること。

（7）実施機関の本邦招へい

☒ 本業務では以下の点に留意する。

- 実施機関に、特に高齢者医療・介護、がん予防・がん治療、製薬企業との連携等、もしくはこれに限らない連携可能性のある分野に関する技術・ノウハウの活用への理解を深めてもらい、本事業のコンポーネント化をはじめとする様々な連携にかかる検討を深めるために、実施機関の関係者を日本に招へいする。詳細は第4条（8）のとおり。

（8）Information and Communication Technology（ICT）技術・デジタル技術の活用

☒ 本業務では以下の点に留意する。

- 本事業では、病院情報管理システム（Hospital Management Information System）の導入及び州内のデータ基盤整備を行うことが予定されている。前者に関しては、同システム導入済みの病院の状況等を分析した上で、本事業における導入計画を策定すること。後者に関しても、州政府内における患者データの収集状況、課題、ニーズを踏まえ、インド国内に限らず、日本側医療関係機関等にとっても魅力を持ちうるデータ基盤整備について検討すること。
- 上記以外にも、従来の手法にとらわれない柔軟な思考に基づいて、積極的に自治体・大学・企業へのヒアリング等を通じて、ICT 技術・デジタル技術の活用を検討すること。例えば、ヒマーチャル・プラデシュ州は山岳地帯であり、病院や学校等への物理的なアクセスに課題があることから、本事業における遠隔サービスの可能性を検討する等。
- また、医療関連のシステムのみならず、各施設の設計・施工・維持管理における ICT 技術の活用も検討する。

（９）本業務における地理的な対象範囲【B】

- ☒ 本業務における自然条件調査・社会条件調査・事業実施スケジュール・環境社会配慮等の検討においては、事業対象となる構造物等を建設・設置する場所のみならず、本事業を実施するに当たって必要かつ実施機関等相手国側により提供されるべき用地についても考慮に含まれることに留意すること。環境社会配慮については、建設用地・相手国側から提供される用地のみならず、事業による環境社会影響が及ぶ地域も調査対象となることに留意すること。

例：土取り場、土捨て場、工事用ヤード、工事用道路等の関連インフラ等

（１０）環境社会配慮【B】

- 本業務においては、相手国政府・実施機関の定める環境社会配慮に係る法令・許認可手続きや基準等について、「JICA 環境社会ガイドライン」上遵守が求められるものと大きな乖離がないことを検証する。
- 本事業は「JICA 環境社会ガイドライン」(2022 年 1 月公布)に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断されることから環境社会配慮カテゴリ B に分類されている。
- 初期環境調査報告書（相手国法に基づき求められる場合は環境アセスメント報告書）案を作成する。

（１１）迅速化に向けた検討

相手国側の迅速化への要望に応えるため、本業務及び事業本体の工期短縮化策を検討・提案すること。

（１２）発注者の既存事業等との連携可能性の検討

本業務では以下の点に留意する。

- 本事業の効果的な実施のため、インド国内における発注者の実施する既存事業（円借款事業を含む有償資金協力事業、無償資金協力事業、技術協力事業、民間連携事業等）との具体的な連携の可能性（共同での研修やセミナーの実施、共同研究等）を追求すること。
- 一例として「ミゾラム州立高度専門がん研究センター設立事業」で設置されるがん研究センターと本事業にて設置する予定のがんの治療に特化した三次医療施設との交流・知見共有、過去に実施した国別研修「全インド医科大学人材育成研修～病院経営およびがん治療に係る能力強化～」の参加者との意見交換会等を本業務内で実施するにより、既往案件と本事業の相乗効果をもたらす取り組みについて検討すること等。
- また、既存事業同士の連携を通じて、相乗効果を発揮させるのみならず、既存事業をアセットとして活用し、これらの場を通じて、本邦企業或いは大学等とインドの医療機関との双方に裨益する形での連携強化を追求する。

（１３）相手国関係機関との調整

本業務では以下の点に留意する。

- 実施機関のヒマーチャル・プラデシュ州保健家族福祉局は、これまで円借款の実施機関となった実績がなく、本事業が初めての円借款事業となるため、本業務において円借款特有の手続き（貸付実行を含む資金管理・入札・契約管理手続き等）について実施機関の理解を深めること。また、計画される事業内容及びスケジュールが実施機関の遂行能力に鑑みて問題無いか十分に確認すること。
- 2026 年度以降のヒマーチャル・プラデシュ州借り入れ上限について、2025 年度中にインド財務省歳出局（Department of Expenditure）から提示がある見込みである。本事業は借り入れ上限内で優先的に枠取りされることを確認しているが、JICA と調整しつつ、実施機関及び財務局とも適宜情報交換を行い、JICA に更新情報を逐次報告及び相談すること。

第4条 業務の内容

(1) 業務計画書の作成・提出

- ① 要請関連資料及び先行調査・既存事業等の内容を調査した上で、業務全体の方針・方法及び作業計画を検討し、共通仕様書第6条に従い、業務計画書を作成する。特に先行調査等における課題点や更新が必要な箇所を整理し、相手国政府・実施機関で検討・調整が必要な事項、現地でさらに収集する必要がある資料や情報／データをリストアップし、業務計画書に反映する。
- ② 業務計画書を発注者に提出して承諾を得る。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

- ① 業務計画書の内容を踏まえて、インセプション・レポートを作成する。
- ② 現地調査開始時に、インセプション・レポートに基づき、相手国政府・実施機関に対し、調査方針・調査計画・便宜供与依頼事項等の内容を説明する。

(3) 事業の背景・経緯・目的・内容等の整理

- ① 本事業の背景や必要性を整理するために必要な情報収集・分析を行う⁴。詳細については第4条(5)を参照。
 - ・ インド／ヒマーチャル・プラデシュ州の開発計画・当該セクターの上位計画等における事業の位置づけ
 - ・ インド／ヒマーチャル・プラデシュ州の経済・社会・環境の状況
 - ・ インド／ヒマーチャル・プラデシュ州における保健セクターの基礎情報、関連施策等
 - ・ 事業と関連する需給や関連する建造物の整備・維持管理の現状と今後の動向
- ② 上記①を踏まえて、本事業の意義と必要性を検討する。

(4) 事業の基本スコープの確認

☒ 実施機関作成の簡易事業計画書（Preliminary Project Report : PPR）の事前レビューを行い、本業務においてデータ収集、現地調査、関係者へのヒアリング等を行い、課題を分析、対応策を検討し、事業スコープについて JICA と事前協議の上で、インド側に提案を行う。その際、以下の観点に留意すること。事業スコープ案は、インテリム・レポートに含め提示することを目途とする。

- ① 州医療システムを俯瞰し、本事業の目的達成に向け、最も適切なスコープを設

⁴ 一般的に必要となる事項。対象セクターや事業の特性に応じて適宜項目を追加・修正する。

定すること。

- ② 事業スコープ案においては、事業のインパクト、円借款における実現可能性、費用、持続可能性、対象施設の必要性・緊急性、日本による支援の意義等の観点から、優先度を判断し、根拠を示すこと。特に本業務においては、「日本による支援の意義」の検討を最重要検討事項とし、それを基に最終的な事業スコープ案を立案することとする。単なる日本企業の事業受注のみならず、計画の上流から関与するからこそ生み出せる日本の裨益について仮説を立案し、デスクトップリサーチ、日印関係者へのヒアリング等を通じて調査期間中に実証していくこと。特に高齢者医療・介護、がん予防・がん治療、製薬企業との連携等、もしくはこれに限らない連携可能性のある分野に関する技術・ノウハウの活用について広く検討する。
- ③ 本事業の対象を選定するクライテリアについては本業務内で JICA 及び実施機関との協議を踏まえて最終化すること。

(5) ヒマーチャル・プラデシュ州の医療に関する現状と課題、関連政策の把握

☒ 本事業の支援内容を鑑みて、以下の観点に着目して情報収集・分析を行う。文献調査及び、同州政府等の関係者、日印の医療機関・企業・業界団体・大学等の関連機関等に対するインタビュー等を行い、効率的に実施すること。基本的にはヒマーチャル・プラデシュ州を対象とするが、他州やインド全国との比較によりヒマーチャル・プラデシュ州の特徴を捉えることも必要であることから、インド中央政府の取り組みも適宜参照すること。また、以下の結果を基に、本事業のスコープ、また、それに付帯するインド側で実施すべき事項（規制・体制整備等）を検討し、実施機関と協議すること。

① 三次及び二次医療サービス

- 三次及び二次医療施設の整備（病院の種類・病床数・診療科、医療機材の設備状況や管理体制等）
- 医療人材の配置・人材育成制度・人材確保の体制（教員・医療従事者・職員を含む人数・偏在状況、研修・人材育成マニュアル、州政府による医療人材の確保体制、医療人材定着のための施策等）
- 三次及び二次医療施設における医療サービス（外来・入院患者数、診療科別の利用状況、診療フロー、業務分掌・組織構造・人員体制、リファラルシステム、病院運営にかかる予算の原資・内訳、医療機材・消耗品の調達方法・管理体制、5S の実施状況等）
- 医療アクセスと地域格差（都市部と山岳部の医療アクセスの違い、季節によるアクセス制限、公的医療による遠隔医療導入状況等）

- 住民のニーズ・意識（移動費等も含めた医療にかかる経済的負担、医療サービスに対する患者の満足度、コミュニティレベルにおける予防活動等）
 - 関連政策の把握、所管省庁等
- ② 病院情報管理システム・医療データ基盤整備
- 病院管理情報システムの整備（導入状況、導入計画、導入済・未導入の医療施設の比較、医療機関間の情報共有の有無、個人情報保護・アクセス制御の仕組み等）
 - 医療データの管理（現状の管理方法、データ基盤整備計画、州政府が既往するデータの利活用、個人情報保護・アクセス制御の仕組み、セキュリティ対策等）
 - インフラ・技術環境（医療機関のインターネット接続状況、IT 機器・ソフトウェアの整備状況等）
 - 人材・運営体制（医療情報管理に関わる人材の有無、研修等の人材育成体制）
 - 中央政府の取り組みとの連携（中央政府による医療 IT 化政策（Ayushman Bharat Digital Mission 等）の実施状況、中央政府と州政府のデータ接続・連携可能性等）
 - 先進的な他国やインド国内の他州での取組事例
- ③ 高齢者医療・介護
- 高齢者の人口動態と生活状況（既往症・慢性疾患の有無、医療機関の利用状況等を含む）
 - 介護の実態、介護サービスの利用状況
 - 公的支援制度、公的な医療・介護サービスの設置状況
 - 現在もしくは今後見込まれる公的支援に対するニーズ（制度・サービス・人材育成等）
 - 中央政府及びヒマーチャル・プラデシュ州政府による関連政策、所管省庁等
- ④ がん予防・がん治療
- がん罹患率や死亡率、地域別分布
 - がんにかかる医療インフラ（既往の医療機関（一次・二次・三次医療施設を含む）における設備状況、提供可能なサービス（検診・治療、経過観察等）、医療人材の育成・研修体制等）
 - ヒマーチャル・プラデシュ州政府によるがん対策（予防・検診・治療・人材育成・研究にかかる取り組み状況及び課題等）
 - がん患者を取り巻く状況（啓発活動の有無、医療機関へのアクセス、経済

的負担等)

- JICA の既往調査を参考にしつつ、インド全土的な関連政策及び取り組み状況

⑤ 製薬産業

- 製薬産業集積の状況（製薬企業の数、製品特性、工業団地の面積、立地要因、優遇政策などの政策支援、医療原薬の製造状況）
- インドにおける一般的な創薬フロー
- 製薬企業と医療機関の連携可能性（製薬企業による医療データの利活用状況及び医療データ利用に係る留意点、創薬のための医療機関と製薬企業による連携活動の有無、製薬企業及び医療機関それぞれの連携に対するニーズ・意欲、薬事行政・医療行政の連携状況及び課題等）
- 日系製薬企業のインド進出状況、ヒマーチャル・プラデシュ州の医療機関との連携可能性

（６）ヒマーチャル・プラデシュ州に対する提言

- ① 上記（５）を踏まえ、同州の医療サービス向上のために必要となる短期的及び中長期的な対策を取りまとめる。
- ② 上記（５）を踏まえ、本事業開始前に事前に策定しておくことが望ましい規定、対応しておくべき事項を適宜取りまとめる。

（７）本邦技術・ノウハウの活用可能性の検討

- 「（４）事業の基本スコープの確認」の通り、特に本業務においては、「日本による支援の意義」の検討が最重要検討事項である。具体的には、以下の分野での検討を行うこととする。第４条（５）の結果を基に発注者と相談の上、検討を進める。ただし、これ以外の分野で日本による支援の意義を見出せる可能性のある分野がある場合は、プロポーザルで提案すること。また、調査開始後も継続して検討すること。
- 調査方法については、デスクトップリサーチに基づく仮説の立案を行った上で、日印の医療機関・企業・業界団体・大学等の関連機関とのヒアリングを行う等して、検証を取り纏める。
- これらの検証結果を基に、本事業のスコープ、また、それに付帯するインド側で実施すべき事項（規制・体制整備等）を検討すること。
- なお、第４条（８）に記載の本邦招へいについては、これらの検証を行うための機会として活用することを想定している。つまり、本邦招へいの実施前に仮説の立案・検証を一定程度進めた後、本邦招へいの機会を通じて日本側関係者との意

見交換や視察等を行うことを想定している。これを踏まえ、プロポーザルでは本邦招へい聘の実施時期、及び実施内容について提案することとする。なお、本邦招へいの実施時期、及び内容については、最終的には調査開始後、インド側の都合や検討の進捗等を考慮して JICA とよく相談して決定することとする。

① 医療機材及び IT 機器・ソフトウェア

- 実施機関が作成した簡易事業計画書に基づき、実施機関が導入を希望する医療機器及び IT 機器・ソフトウェアについて、効果・機能・本邦の優位性・取扱い本邦企業・海外での活用実績・類似技術を整理する。
- 競合国企業の技術レベル・施工実績等も整理する。
- 本邦企業が優位性のある機材の導入余地を念頭に、必要に応じて該当する本邦企業（現地法人を通じた販売を行っている場合は、同現地法人を含む）からのヒアリング等を行うこと。なお、本邦企業製品・機材導入検討の際には、スペアパーツや維持管理対応の可否も（代理店の有無はじめ）検討すること。

② 高齢者医療・介護

- 第 4 条（５）の結果を踏まえ、ヒマーチャル・プラデシュ州の課題解決に繋がるような本邦技術・ノウハウを整理し、日印双方の関心・メリットを踏まえて活用可能性を検討する。
- 海外から需要のある本邦技術としては、リハビリテーション、介護技術、在宅医療のスキル・システム、老年医学等があると認識しており、本事業では医療機関におけるリハビリテーション能力の強化、在宅医療や地域包括ケアの導入等のアイデアがあり、日本にとっても本邦企業のサービス展開、学術研究の発展に繋がるメリットがあると想定される。
- なお、インド中央政府においては保健家族福祉省と社会正義・エンパワメント省が、州政府においては保健局と社会正義局が高齢者政策を担っており、保健家族福祉省及び保健局は医療面、社会正義・エンパワメント省及び社会正義局は福祉・経済面を中心に、各政策を実施している。本業務においては州政府保健局が実施機関であることから、医療面での検討を中心とするが、社会正義局との連携が有効と考えられる場合には検討する。

③ がん予防・がん治療

- 第 4 条（５）の結果を踏まえ、ヒマーチャル・プラデシュ州の課題解決に繋がるような本邦技術・ノウハウを整理し、日印双方の関心・メリットを踏まえて活用可能性を検討する。
- がんの早期診断や低侵襲治療の分野において本邦技術に強みがあると認識しており、予防・早期発見のための啓発活動、人材育成、医療人材の人的

交流を実施する等のアイデアがあり、日本にとっても本邦企業のサービス展開、学術研究の発展に繋がるメリットがあると想定される。

- 第3条（13）の通り、既存事業等との連携可能性を検討する。

④ 製薬企業との連携

- 第4条（5）の結果を踏まえ、本邦製薬企業がヒマーチャル・プラデシュ州での創薬事業に関心を持つ可能性、本邦製薬企業が本事業で支援する三次医療施設や医療データ基盤を活用し事業展開することの可能性等について、医療原薬及び原材料が我が国の経済安全保障上、重要事項であることも踏まえ調査する。

⑤ 建設工法【B】

- 本事業に期待される技術的なニーズ（施工性、維持管理性、必要に応じて耐震性・耐風性など）を整理する。
- 実施機関が活用を希望する技術・工法について、本邦企業が提供できる場合は、効果・機能・優位性・取扱い本邦企業・海外での活用実績・類似技術・競合国企業の実績等を整理する。
- 上記検討及び実施機関の意向を踏まえ、本事業で適用されるべき本邦技術・工法について、整理する。

（8）実施機関の本邦招へいの実施

☒ 実施機関を日本に招へいし、下記のような視察や協議を通じて、第4条（7）に記載の分野もしくはこれに限らない連携可能性のある分野における本邦技術・ノウハウの活用可能性の検討を深める。実施概要は以下を想定しているが、実施期間や内容についてはプロポーザルにて提案を行うこと。

- 本招へいの主な目的：日本の医療提供状況や、第4条（7）に記載の分野もしくはこれに限らない連携可能性のある分野における本邦技術・ノウハウについて実際に訪問等することを通して理解を深めてもらい、本事業のコンポーネント化や様々な連携に向けてイメージを膨らませてもらうことを想定している。
- 招へい人数：最大7名程度
- 実施時期：2026年度上半期
- 実施期間：最長7日間（移動日を含む）
- 想定される訪問先・協議先：第4条（7）の検討結果を踏まえ、適切な訪問先（例：本邦企業・業界団体、学術機関、大学附属病院、がん治療に特化したセンター等）

(9) 病院情報管理システム・医療データ基盤整備【C】

- 第4条(8)実施機関のニーズを踏まえ、病院情報管理システム及び医療データ基盤整備の計画を策定する想定する医療データ基盤整備によって実現したいこと・あるべき姿を丁寧にヒアリングする。
- 医療施設・薬局・行政等とも連携した包括的な医療体制構築への寄与、医療データ基盤の将来的な活動(データ利活用による健康増進・重症化予防・慢性疾患管理、産業振興、研究開発データ蓄積等)を見据えて、ヒマーチャル・プラデシュ州内のデジタル最適化・保健医療データ連携、インド中央政策の施策との接続・連携を検討する。
- 患者の個人情報を含む重要なデータを扱うため、データやネットワークに関するセキュリティ対策を講じた機器・システムの開発・導入が必要。加えて、病院は重要情報インフラ(CII)に分類されるため、情報システムを管理運用する組織のセキュリティ上のリスクを評価し、インドにおける情報セキュリティポリシーに則り、サイバー攻撃防御及びインシデント対応等の観点から、ISO 14971(医療機器リスクマネジメント)、IEC 62304(医療機器ソフトウェアの開発と保守)、IEC 60601(医療用電気機器の基本的性能と安全性)やNIST CSF等の適切なセキュリティ標準に沿ったセキュリティ対策を講じる。
- 第4条(7)に記載の②高齢者医療・介護、③がん予防・がん治療、④製薬企業との連携の分野において、医療データ基盤整備を踏まえたデータを利活用することで、本邦技術・ノウハウの活用が出来ないか検討する。これ以外の分野で本邦技術・ノウハウの活用を見出せる可能性のある分野がある場合は、その分野についても検討する。
- 現時点で本事業にて導入が想定され得るコンテンツは以下の通りであるが、本業務内で実施機関と協議する。
 - 患者データの管理(EHR)
 - ウェアラブルデバイスによる患者の健康データ管理
 - AR/VRを用いた医療従事者のトレーニング
 - 医療機器から収集される機器自体のデータを用いた医療機器の故障予知・改善
 - 医療機器から収集される患者データの機械学習や深層学習による分析
 - 遠隔診療・医療の需要の高まりに伴う、診断支援システム等のデジタル医療機器
 - 医療機器は患者の個人情報を含む重要なデータを取り扱うため、データセキュリティを担保したシステム 等

(10) 人材育成体制の検討

- 第4条(5)、(6)、(7)及び実施機関のニーズを踏まえ、本事業における人材育成計画を策定する。その際、想定される研修内容、研修対象者、研修講師、実施スケジュール等を含めることとする。

(11) ソフト・コンポーネントの検討

- 第4条(5)、(6)、(7)、(9)、(10)及び実施機関のニーズを踏まえ、本事業におけるソフト・コンポーネントの実施計画を策定する。
- 医療人材(州政府、医師、看護師、医療データを扱う人材、その他スタッフ等)の人材育成計画の策定が想定される。
- 日印両国の人的交流として、インド側人材(州政府、州医療機関の医師、看護師、その他スタッフ等)が日本の医学部等で学ぶためのコンポーネントの導入も検討する。
- 本事業で導入する病院情報管理システム及び医療データ基盤を扱える人材を育成する必要があるため、データ分析・AI活用、遠隔医療、データセキュリティ等といった分野での人材育成を検討する。

(12) 自然条件調査、現地条件調査等【B】

概略設計、事業実施計画、事業費の積算について必要な精度を確保し、また本事業により新設・拡張・附帯される施設・設備が自然・社会・生活環境に及ぼす影響を適切に予測し、その影響を回避／最小化しうる設計・施工を検討するため、以下に示す自然条件調査、現地条件調査等を行う。

- ① 気象・風況調査
- ② 自然災害調査
- ③ 水理・水文調査
- ④ 地形測量
- ⑤ 地質・地盤調査

対象構造物の計画、設計及び施工計画の検討に必要な地質状況等を把握することを目的として、地表地質踏査、ボーリング調査、標準貫入試験、地耐力試験、土質試験等を実施する。ボーリング調査では、必ずコアを全長に亘って採取すること。また、ボーリング柱状図とコア写真を成果品に含め、調査地点とその選定根拠及び支持層の判断根拠を明確にすること。本調査において、地すべりや活断層が想定される箇所が認められた場合には、発注者(注：JICA)と協議の上、調査箇所を追加することが望ましい。なお、ボーリングコアは、実施機関に

提供し、工事完了まで保管することが望ましいが、実施機関と調整の上難しい場合は、調査の目的を達するまでの期間保管し、その後適切に破棄すること。

- ⑥ 地籍調査
- ⑦ 支障物調査

(13) 環境社会配慮に係る調査【B】

本業務では以下の対応を行う。

① 環境アセスメント

- 「JICA 環境社会ガイドライン」に基づき、初期環境調査（Initial Environmental Examination）として、環境社会配慮面も含めた代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2025 年 9 月）」に基づくこととする。また、相手国等（関係官庁・機関）と協議の上、調査結果を整理する形で、「JICA 環境社会ガイドライン」＜参考資料＞の環境チェックリスト案を作成する。

- 環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。

(ア) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認

環境社会配慮（環境アセスメント、情報公開、労働環境（労働安全、労働者の権利を含む））に関連する法令や基準等

- 「JICA 環境社会ガイドライン」との乖離及びその解消方法
- 関係機関の役割

(イ) スコーピング（検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること）の実施

(ウ) ベースラインとなる環境社会の状況の確認（汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得、労働環境（労働者の権利を含む）等を含む社会経済社会状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合（例えばデータが古く、現況を示さない場合等。一般的には環境面は 5 年、社会面は 3 年程度）、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。）

(エ) 影響の予測

(オ) 影響の評価及び代替案の比較検討

(カ) 緩和策（回避・最小化・軽減・緩和・代償）の検討

(キ) 環境管理計画案・モニタリング計画案（実施体制、方法、費用、モニタリン

グフォームなど)の作成

(ク)予算、財源、実施体制の明確化

(ケ)ステークホルダー分析の実施とステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討。「JICA 環境社会ガイドライン」別紙 5 を参照のこと。)

(コ)プロジェクトから直接排出される温室 効果ガス排出量が年間 25,000CO₂ 換算トン以上の場合供用段階における排出量推計

- インド国内での環境許認可(環境アセスメント報告書(EIA 又は IEE 報告書作成や用地取得等)、その他事業実施に必要な許認可や法制度の有無を確認する。それら許認可等が必要になる場合は、その責任機関、所要期間等について確認のうえ、必要な環境社会配慮文書の作成支援を行う。

② 住民移転

- 本事業のためにすでに実施済みの用地取得／非自発的住民移転の有無を確認し、実施が確認された場合、その過程における住民協議方法や補償水準について確認の上、「JICA 環境社会ガイドライン」と乖離がある場合には、その解消策を提案する。また、今後の新規の用地取得／非自発的住民移転の発生有無を確認する。なお、本業務については、現地の事情に精通していることが必須であるため現地再委託や現地傭人にて実施することを認める。
- なお、現時点では用地取得／非自発的住民移転は発生しない可能性が高く、本業務及び見積書の範囲に今後実施予定の用地取得／非自発的住民移転に係る住民移転計画案の作成業務は含まない。発生した場合には、発注者と必要な業務について相談する。

③ バイオセーフティレベル

- 本事業で整備予定の医療施設のバイオセーフティレベルを確認し、バイオセーフティレベル3以上と判断された場合には、バイオセーフティセキュリティ確保に必要な設備及び体制構築を提案する。なお、バイオセキュリティについては最新の WHO ガイドラインを参照すること。

(14) ジェンダー視点に立った調査・計画

本業務では以下の対応を行う。

- ① 調査の実施に際しては、支援対象国・地域の社会(や世帯内)における、ジェ

ンダー別による労働や力関係、役割分業の状況、ジェンダーに関連した制度・社会規範・慣習等を調べた上で、ジェンダーで異なるニーズや課題等を調査・分析し、抽出されたジェンダー課題やニーズに対する取り組みを事業内容に反映させる。

また、実施機関におけるジェンダー主流化の状況や取り組みの可能性について調査し、実施機関におけるジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する取り組みを反映させる。

② 具体的な検討に際してのステップは以下のとおり。

事業内容に反映するためのステップ

- (ア) 男女別データを収集し、ギャップがある項目について、社会・ジェンダー分析を行う。
- (イ) 事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定・設定する。
- (ウ) ジェンダー視点に立ったアウトプット（成果）設定の必要性を検討する。
- (エ) ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定する

③ 調査項目として下記を含める。

(ア) 意思決定への女性の参画度合い、配属状況

- 医療従事者数（医師・看護師・助産師）と割合（ジェンダー別、有資格／無資格別、役職別）
- 採用基準にジェンダー差はあるか

(イ) 医療従事者の能力

- 医療従事者のジェンダーに関する基礎知識、研修経験はあるか
- 医療従事者への研修受講者数のジェンダー差はあるか

(ウ) 対象地域における医療施設へのアクセス状況と課題

- 地域医療施設へのアクセス有無、容易度にジェンダー格差はあるか
- 女性がアクセスしにくい要因（時間的制約や移動手段、行動制限、移動に関する自己決定権、交通費捻出の自由がないなど）は何か、ジェンダー別の異なる保健ニーズは特定しているか、等

(エ) 女性のエンパワメントやジェンダー視点に立った取り組みの状況

- 保健医療分野での女性のエンパワメントやジェンダーの視点に立った取組の状況
- ジェンダー別健康指標、保健医療サービスの利用状況
- 特定の病気の発生にジェンダーによる差異はあるか、主に女性に見られる健康問題や女性特有の健康問題は何か

- 地域住民の栄養状態にジェンダー格差はあるか、等

(オ) 医療施設の設計・設置、運用におけるジェンダー視点

- 医療施設における待合室、診察室、検査室、病室、トイレ、周囲の照明などは、女性のプライバシーや安全性を確保するように設計されているか
- 地域の医療施設の設置計画・運営に関して女性の意見が取り入れられている、また女性も主体的に関わることができるか

(カ) 建設作業員のジェンダー別雇用状況・環境

- 現地の建設作業員のジェンダー比はどれくらいか
- 女性が少ない場合、その理由は何か（例：固定的な性別役割分業を含むジェンダー規範、人材募集時の性別指定の応募条件・直接言及していないが実質的に女性を排除した条件の有無、暴力のリスク等）
- 女性建設作業員がいる場合、その作業員が直面している課題はあるか。どんな課題か（例：トイレや更衣室等の現場の設備が男性用のみ、同僚や現地コミュニティからの揶揄、ハラスメント相談窓口の不足、等）。
- 同じ労働に従事しているが、男女間で賃金格差をつける文化はないか。

(キ) SGBV 等のリスク

- 工事周辺地域や建設作業員の女性が SGBV 等に巻き込まれる可能性はないか。（建設資材の物流等でトラックの駐車場となる場所や市場等、地域住民とのコンタクトの場となり得るハイリスクな場所はどこか。トイレや建設労働者向けの居住スペース等に十分な夜間照明はついているか。

(15) 障害者視点に立った調査・計画

☒ 本業務では以下の対応を行う。

① 調査時の情報保障

- 本業務において、住民や利用者にインタビュー調査を実施する際は、障害者を対象から排除しない。障害者に対しインタビューを行う際は、情報保障（書類の代読・代筆・筆談・手話・分かり易い言葉でも説明等）を行い、着実な調査を行う。

② アクセシビリティの確保

- 医療サービスの現状把握・データ収集に際しては、身体・視覚・聴覚障害のある人々がアクセス可能なサービス（バリアフリー設計、点字案内、音声ガイド、車椅子対応通路・トイレ等）であるか否かを確認する。
- 新設・既存の医療施設において、身体・視覚・聴覚・知的障害を持つ人々

が安心して利用できるよう、バリアフリー設計（段差解消、車椅子対応トイレ、視覚障害者向け誘導ブロック、案内表示の多言語・視覚支援化等）の導入を検討する。

- 医療機材の選定に際しては、障害者の診療・治療に必要な機材（例：コミュニケーション支援機器、リハビリ機器等）も含めることを検討する。

③ 医療施設のデジタル化における情報アクセシビリティの確保

- 電子カルテ、予約システム、患者情報管理システム等のデジタル化において、視覚・聴覚障害者が利用可能な UI 設計（スクリーンリーダー対応、音声案内、字幕表示等）を導入する。

④ 人材選抜における障害を理由にした差別の禁止及び人材育成対象者への合理的配慮の提供

- 以下を実施機関と確認する。
 - 育成される人材の選抜において障害のある人が障害を理由に拒絶されないこと。
 - 人材育成の過程で、情報保障（障害の有無にかかわらず同等の情報を得ることを保障すること）などの合理的配慮を提供すること。
 - 人材育成の過程で、情報保障（障害の有無にかかわらず同等の情報を得ることを保障すること）などの合理的配慮を提供すること。

⑤ 施設運営・人材育成プログラムにおける障害者対応能力の強化

- 医療従事者向けの研修プログラムに、障害者対応（コミュニケーション支援、合理的配慮、障害の種類に応じた対応方法等）を含める。研修内容の検討にあたっては、障害当事者や障害者団体からのヒアリングを実施する。

（１６）気候変動対策事業としての案件形成に係る情報収集・分析⁵【B】

本事業には現時点では気候変動対策に関連する事業内容は含まれていないが、本事業において建設する医療施設に太陽光発電や省エネ機材・機器（LED 照明、エアコン等）を導入でき、GHG 排出量削減に繋がれば気候変動緩和策に資する可能性がある。また、気候変動の影響（豪雨、台風、洪水、浸水等）を考慮した施設設計にすることで、気候変動下においても安全な医療を提供することができれば、気候リスクの低減に繋がることが期待されるため、気候変動適応策にも資する可能性がある。よって以下の対応を行う。

本事業は事業実施により気候変動対策事業（緩和）に資する可能性があることが

⁵ パリ協定に基づき、対象国は「国が決定する貢献」（NDC: Nationally Determined Contribution）を策定している。開発と気候変動対策の統合的実施を推進する観点から、気候変動対策に資する活動を事業計画に組み込むことが重要である。

ら、「気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）（緩和策）」等を参考に、本事業を通じた緩和効果（温室効果ガス排出削減・吸収量）の推計を行う。推計を行った際には、推計に使用した計算シート（Microsoft Excel の電子データ）を発注者に提出する。

- 具体的には、GHG 排出量削減に繋がる取組（太陽光発電や省エネ機材・機器（LED 照明、エアコン等）の導入等）を検討し、効果が確認できる場合には Climate-FIT 緩和版（7.省エネルギー/機器・設備のエネルギー効率化）を参考に GHG 排出削減量の推計を行う。

「気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）（適応策）」の該当箇所等を参考に、本事業における気候変動リスク評価（気候変動により発生する影響・リスクの評価）を実施し、適応策（気候リスクの回避・低減策等）の特定、事業計画に当たっての適応策の事業への組み込みの検討・提案及び裨益人口（適応案件の受益者数）の推定を行う。

- 具体的には、Climate-FIT（適応版）（P1～36、Part1 気候リスクの分析と適応策の検討）を参考に気候リスク評価・適応策検討、裨益人口の推定を行う。

（１７）代替案の検討【B】

上記各種調査等のレビューから得られた情報に基づき、経済性・施工性・維持管理・環境社会面の影響の回避／最小化等の観点から、「事業を実施しない」案も含め、必要な代替案の検討を行う。

- 代替案検討が求められる項目⁶は以下のとおり。

- ① 建設予定地
- ② 配置計画
- ③ 施設の構造形式
- ④ 建設材料の種類
- ⑤ 施工方式

（１８）概略設計【B】

- 上記各種調査や既存事業等のレビュー、代替案の検討を踏まえ、以下の概略設計を行う。なお、概略設計の実施に当たっては、本事業に係る設計方針を提案し、発注者と協議し承諾を得たうえで、相手国政府・実施機関に説明を行う。

① 建設物概略設計

- 平面配置計画、断面計画、構造様式、基礎形式、電気設備計画、機械設備

⁶ 上記で指定のある事項については必ず代替案の検討を行うものとするが、それ以外でも検討すべき事項があれば、それらについても代替案の検討を行う。

計画に関して精査し、それらが確認できるような図面を作成すること。

② 完成予想図

- 最適代替案を選定する際意思決定を補助する目的でのビジュアル作成
- 概略設計後の完成予想図の作成

(19) 事業実施計画の策定

➤ 上述の業務を踏まえ、以下の事業実施計画を策定し、発注者の承諾を得る。

① 施工計画【B】

- 建設工法、施工手順、排水等の仮設備計画、及び資機材等の調達方法・輸送ルート・手段及び施工に必要な工事用道路、ストックヤード等の用地取得計画を施工計画にて提案する。
- 施工計画の策定にあたっては、可能性のある施工ヤード、資機材の搬出入方法、掘削土の搬出・処分方法などの調査結果も踏まえること。
- 想定される事業地の周辺の既存道の状況を踏まえ、工事用道路としての使用可能性に配慮して、必要に応じて周辺既存道路の改修計画も考慮すること。

② 建設期間中の交通管理計画及び安全管理計画【B】

- 安全対策に係る相手国の法令及び JSSS を参照の上、工事安全対策並びに事業地周辺の交通への負荷を考慮した交通管理計画を策定する。
- 相手国側の対応が求められるような、用地確保や交通規制等の事項については、対応をとるべき当事者、調整が必要な相手国関係機関を整理すること。

③ 資機材調達計画（医療機材、IT 機器・ソフトウェアを含む）

- 本事業で調達する主な資機材について、最も合理的な調達先を整理し、資機材調達計画を策定する。
- 施工段階での陸上・海上輸送計画、維持管理段階で必要となる部材・パーツ・機材の調達計画を含めること。

④ 事業実施スケジュールの策定

- 施工計画、資機材調達計画（医療機材、IT 機器を含む）、相手国政府・実施機関が行う手続きや用地取得等を踏まえて、月単位のバーチャート形式のスケジュールを策定する。
- バーチャート上には、施工・調達に当たって重要な項目及び環境社会配慮や森林・休耕地を含む耕作地・使用許可・用地取得等の外部条件を整理して明記すること。その際には、施工に当たって必要となる資機材の仮置き場及び工事用地の確保並びに施工に必要な工事用道路構築等に要する期間

を適切に反映すること。

(20) 事業費の積算

- 事業費について、以下に従って積算する。なお、報告書には事業費の総表（積算総括表）のみを記載し、個別具体的な詳細は、別途発注者に提出し承諾を得る。

① 事業費項目

- 基本的に以下の項目に分けて積算を行う。このうち、下線部についてはその算出方法等を発注者から指示することがある。

(ア) 本体事業費

(イ) 本体事業費に関するプライスエスカレーション

(ウ) 本体事業費に関する予備費

(エ) 建中金利

(オ) フロントエンドフィー

(カ) コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）

(キ) その他 1（融資非適格項目）

ア) 用地補償等

イ) 関税・税金

ウ) 事業実施者の一般管理費

(ク) その他 2（融資非適格項目※）

ア) 完成後の委託保守費

イ) 初期運転資金

ウ) 研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用

エ) 他機関建中金利

※案件の性質によっては融資適格項目とすることが可能。

② 事業費の算出

- 事業費について、発注者から別途提供するコスト積算支援ツール（Excel ファイル）の様式にて作成し、提出する。なお、同様式の動作環境は、64bit 版 Windows OS(Windows 10 以上)を推奨している（macOS は推奨しない）。提出後はデータを消去すること。

③ 積算総括表の作成

- 上記②を参照して積算総括表を作成し、その内容を発注者に説明し、承諾を得る。

④ 直接工事費・諸経費の内訳の整理

- 直接工事費の内訳（Bill of Quantity: BQ）、諸経費⁷（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）の内訳について、積算根拠（バックデータ、適用した積算基準等）とともに整理し、発注者に提出する。

⑤ 事業費にかかるコスト縮減の検討

- 事業目的の達成を前提としてコスト縮減の可能性がある事項を整理し、コスト縮減策をとることができる場合の制約条件とその効果にかかる検討結果を発注者が別途指示する様式に整理し、提出する。

⑥ PPR におけるコストとの比較

- 実施機関の作成する PPR と本業務において算出されたコストを比較し、差異が見られる場合には、その根拠を詳細に JICA 及び実施機関へ説明する。

⑦ 類似事業との事業費等の比較

- 事業費については、その妥当性を検証するため、他ドナーや相手国政府・実施機関等が実施した類似事業について以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等の比較資料」（様式の指定なし）を簡便に作成し、概略事業費の妥当性を示す資料として提出する。
 - ・ 実施時期
 - ・ 事業費（総事業費（当初見積額・実績額）及び内訳）
 - ・ 設計条件・仕様
 - ・ 入札方法（Pre-Qualification：PQ 基準、国際入札／国内入札等）
 - ・ 契約条件（総価方式／BQ 方式、支払条件等）
 - ・ 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理・保安対策等）

⑧ 資機材価格の高騰可能性

- 資機材価格（医療機材、IT 機器・ソフトウェアを含む）が高騰し、事業費が当初想定額を大幅に上回るケースが幾つかみられる。本概略事業費の積算にあたっては、現在から工事完了までの資機材価格の高騰可能性について検討し、その事業費への影響につき感度分析を行う。

（2 1）調達計画の策定

本業務では以下の対応を行う。

- 概略設計・施工計画に基づき、調達すべき資機材（医療機材、IT 機器・ソフトウェアを含む）の数量を算出し、発注者の承諾を得る。
- 調達ガイドライン及び標準入札書類の内容を踏まえ、非差別性・経済性に配慮

⁷ 諸経費については、率計上分に加えて、積上げ計上分も含むものとする（積上げ計上については、具体的に計上した費目が分かるように明記すること。）

し、将来のコントラクター応札の観点から契約形態に相応しい適切な規模・数のパッケージ分けを検討し、パッケージごとに外貨・内貨の内訳を設定根拠とともに明らかにする。

➤ 調達計画について、以下の情報整理と検討を行う。なお、下記②～④の内容については報告書には記載せず、別途発注者に提出する。

① 相手国における当該類似事業の調達事情

- 本事業で実施される類似工事／設備導入／医療機材導入にかかる入札と契約にかかる一般事情
- 現地コントラクターの一般事情（施工実績、保有する建設機械等）
- 現地コンサルタントの一般事情（詳細設計、入札補助、施工監理における経験・能力）

② コンサルタントの選定方法案

- ショートリストの策定方法
- コンサルタントのプロポーザル選定方法（QCBS/QBS）等

③ コントラクターの選定方針案

- 入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方
- 調達方式（LCB 適用要件の確認を含む）
- PQ 実施要否
- 資格要件の設定
- 適用する標準入札書類・契約約款
- 事業内容に適した契約条件（特に前渡金を始めとした支払い条件、ただし契約条件の雛形からの修正は最低限とする）
- 紛争裁定委員会（Dispute Board）の設置

（２２）事業実施体制の検討

本業務では以下の対応を行う。

① 実施機関の体制（組織面）

- 実施機関の法的位置づけ、業務分掌・組織構造・人員体制などを整理する。

② 実施機関の体制（財務・予算面）

- 実施機関の財務状況、予算の実績・見通しを整理する。

③ 実施機関の体制（技術面）

- 実施機関が保有する技術者・技術基準・研修・機材（医療機材、IT 機器・ソフトウェアをコメント含む）などを整理する。

④ 実施機関の類似事業の実績

- 実施機関が事業主体となった同規模の事業の実績（実施中を含む）を整理

する。

⑤ 実施段階における技術支援の必要性

- 事業実施体制について、必要となる制度、手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消に当たっては、技術的な支援の必要性について検討する。

⑥ 実施段階における技術支援の必要性

- 円借款事業実施に向けて特に留意が必要な点
- 本事業の実施機関は、円借款実施の実績がないため、貸付実行を含む資金管理・入札・契約管理能力について確認し、これらの手続きが適切に行われるよう必要な対応策について検討する。本業務における現地調査・オンライン調査の機会も活用し、調達ガイドラインや環境ガイドライン等の円借款のプロセス・ルールへの理解促進を行う。
- 本事業に関する不正腐敗の発生を防止するための対応策も、必要に応じて検討する。

(23) 運営・維持管理体制の検討

本業務では以下の対応を行う。

① 運営・維持管理機関の体制（組織面）

- 運営・維持管理機関の法的位置づけ・業務分掌・組織構造・人員体制等を整理する。
- 本事業で支援する既存の医療施設や、新設予定のがんの治療に特化した三次医療施設の運営・維持管理、特に医師、看護師、教員、その他医療関連人材について、州内の人材確保体制や手段・見込みを確認する。

② 運営・維持管理機関の体制（財務・予算面）

- 運営・維持管理機関の財務状況を（公社等の場合は）財務諸表の分析、（省庁等の場合は）予算実績や開発計画における見通し等を通じて整理し、運営・維持管理体制の財務的持続性を検討する。
- 本事業で支援する医療施設及び医療機材の瑕疵担保期間・メーカー保証期間、その費用に関して確認し、本事業費または実施機関どちらの負担とすべきか整理する。

③ 運営・維持管理機関の体制（技術面）

- 運営・維持管理機関が保有する技術者・技術基準・研修・機材（医療機材、IT 機器・ソフトウェアを含む）などを整理する。

④ 運営・維持管理機関の運営・維持の実績

- 運営・維持管理機関が運営・維持している施設の名称・規模・立地地域等

を整理する。

⑤ 運営・維持管理段階における技術支援の必要性

- 運営・維持管理体制について、上記①～④における課題及び必要となる制度・手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消に当たり、技術的な支援の必要性について検討する。

(24) 実施機関負担事項の整理

① 用地の取得・確保（作業用地・土取り場・土捨て場等を含む）【B】

- 事業実施に必要な用地について、所有者・規模・位置・アクセス方法・取得完了予定時期・実施機関の責任／役割を整理する。作業用地・土取り場・土捨て場については、位置・規模の概略を確定する。

② 住民移転（住民移転が生じることが判明した場合）【B】

- 既存の地籍図等を基に合法／非合法別の移転規模・移転完了時期・実施機関の責任／役割を整理する。

③ 支障物移設【B】

- 支障物移設について、支障物の種類ごとに移設完了時期（移設に必要な期間）・占有物件管理者・実施機関の責任／役割を整理する。

④ 事業実施に必要な許認可

- 事業実施に必要な許認可について、許認可権者・許認可取得に要する期間・実施機関の責任／役割を整理する。

⑤ 事業実施上の規制（工事安全・環境等を含む）

- 事業実施上の規制について、規制権者・実施機関との関係を整理する。

⑥ 医療施設及び医療機材の保証期間・費用

- 第4条（23）運営・維持管理体制の検討、②運営・維持管理機関の体制（財務・予算面）に記載の通り、本事業で支援する医療施設及び医療機材の瑕疵担保期間・メーカー保証期間、その費用に関して確認し、本事業費または実施機関どちらの負担とすべきか整理する。

(25) 免税措置の調査

相手国での先行する有償資金協力事業における免税対応も参考に、本事業における免税措置について、相手国の法制度を参照しつつ、整理する。

(26) 事業実施段階における施工上の安全対策の検討⁸【B】

本業務では以下の対応を行う。

- 本事業実施に伴う工事安全上の留意点を整理し（例：安全に配慮した設計、工

⁸概略設計や事業費の積算等に当たっては、業務主任者は安全対策計画についても責任を負う。

事安全確保のために必要な作業用地の確保、仮設、交通規制等）、（コンサルティング・サービスを含む）事業費や工期、施工方法の検討に反映する。かかる検討に際しては相手国の建設分野に適用される労働安全衛生法制及び関連の各種基準を調査するとともに、JSSS の最新版⁹を参照する。

- 相手国側の対応が求められるような事項（用地確保や交通規制等）について、対応をとるべき当事者・調整が必要な関係機関を明らかにして整理・記述する。
- 本事業実施には JSSS が適用されること、及び上記にて整理した点を、実施機関に説明する。

（２７）リスク管理シート（Risk Management Framework）の作成

審査段階および実施段階で発生し得る問題の潜在的なリスク要因の特定および対応策を検討し、発注者が別途指定する様式に従いリスク管理シート（案）を作成する。

（２８）コンサルティング・サービスの提案

本業務では以下のとおり対応を行う。

- 上記一連の調査内容を踏まえ、事業実施に際して必要となるコンサルティング・サービスの内容とその規模¹⁰について検討し、その内容について、報告書には記載せず、発注者へ別途提出する。ただし、提出後の過度な修正・最終化には関与しないこと。
- コンサルティング・サービスの内容は、詳細設計（デザインビルド方式の場合は概略設計）、入札補助、施工監理、技術移転等を想定している。既往事業の TOR をベースにするのではなく、発注者が提供する最新の TOR サンプルを参照してコンサルティング・サービスの TOR（案）を作成すること。施工監理については、本体調達の各パッケージに適用する契約約款に対応した TOR とすること。

（２９）事業効果の検討

- 本事業によって得られる効果を定量的効果・定性的効果に分けて評価し、発注者の承諾を得る。

① 定量的効果

- 内部収益率（IRR）

⁹ JSSS は、仏語圏／西語圏、FIDIC 契約約款を用いない契約など、一部の円借款事業においては適用することを想定していないが、その内容に鑑み、本事業の実施段階での適用如何に依らず、内容を十分に理解した上で調査を実施する。

¹⁰ 規模は「業務人月」とする。

- ・ 本事業の資金計画等に基づき、経済的内部収益率（EIRR）を算出する。
- ・ 事業が将来的に料金収入を伴う場合、財務的内部収益率（FIRR）も併せて算出する。
- ・ IRR の算出は、発注者から別途提供される IRR 算出マニュアルを参考とすること。
- ・ IRR 算出にかかる以下の詳細について、報告書には記載せず、発注者に別途提出する。
 - － 計算根拠（算出に当たっての仮定・前提、単価の設定根拠等を含む）
 - － 算出に使用した計算シート（Microsoft Excel の電子データ）
- 運用・効果指標
 - ・ 開発課題別の指標例を参照しつつ、運用・効果指標を設定し、基準値とともに、事業完成の 2 年後を目途とした目標値の設定及びその根拠、データ入手手段の提案、評価に当たっての留意事項を整理する。
 - ・ 本事業における運用・効果指標の想定は以下のとおり。その他にも有益な指標があれば適宜提案する。
 - － 本事業で支援する医療施設における外来／入院患者数患者数（人／年）
 - － 本事業で支援する医療施設における手術数（人／年）
 - － 本事業で支援する医療施設におけるベッド数、稼働率
 - － 本事業で病院管理情報システムを導入した病院における混雑状況の改善
 - ・ 家計における医療費負担の減少

② 定性的効果

- ・ 本事業によって得られる定性的効果を明確な根拠とともに、可能な限り具体的に提案する。その際、可能であれば本事業の実施によって得られる本邦企業への裨益効果についても検討する。本業における定性的効果のアイデアは以下の通り。その他にも有益なものを検討し提案すること。
- 例：相手国に進出している本邦製造企業にもたらされる便益
- 例：地域住民の公的医療サービスに対する満足度向上
- 例：地域住民が居住州で治療を受けることによる便益（医療費、交通費、治療期間中の労働機会損失を含む）

（３０）本事業実施に当たっての留意事項の整理

☒ 本業務では以下のとおり対応を行う。

- 本事業を円借款事業として実施する場合、その円滑な実施に直接的な影響を与

えると考えられる留意事項を整理し、「調査関連資料」として、発注者に別途提出する。

- 加えて、第3条（13）に記載の通り、①～⑤の検討事項を踏まえ、実施機関の能力を確認すること。

① インド国における当該類似業務の調達事情

- 一般土木・建築工事の入札と契約にかかる一般事情
- 現地コンサルタント（詳細設計、施工監理）の一般状況
- 現地施工業者の情報

② 入札手法、契約条件の設定

- 契約、契約条件書等の設定の基本方針等

③ コンサルタントの選定方法

- International Consultants の採否等

④ 施工業者の選定方針

- PQ : Pre-Qualification 条件の設定
- LCB : Local Competitive Bidding の採否
- 入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方等

⑤ 事業実施上の留意事項の整理

- 調達計画に基づく円滑な実施に影響を与えうる要素
- 過去事例を踏まえた課題
- 既存運営事業者との調整
- HIV 対策
- 軍事利用の回避 等

（31）本邦企業説明会の実施

本業務では以下の対応を行う。

- 本事業に関する事業概要の説明と企業の参画意向の調査を目的として、本邦企業説明会を開催する。
- 同説明会開催にあたって、資料案を事前に作成し、発注者とすり合わせる。
- 発注者の指示のもとで、必要に応じて同説明会実施にかかる運営事務（案内、説明会記録作成、企業等への連絡・調整等）や同説明会場における質疑対応等を行う。

（３２）プルーフエンジニアリング（P/E）¹¹対応

本業務では当該項目は適用しない。

（３３）報告書等の作成・説明

- 上記の作業を踏まえて、「第５条 成果品」に記載の報告書等¹²を作成の上、発注者の承諾を得る。
- 報告書等の内容について相手国政府・実施機関等に対し内容を説明する。相手国に発注者の現地事務所がある場合は、同事務所に対しても内容の説明を行う。
- 相手国政府・実施機関の事業承認に必要な情報を提供するために、発注者が別途指定する様式で情報提供を求められた場合には、適時対応する。

（３４）調査データの提出

- 業務のなかで収集・作成された一次データ、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法で、適時提出する。

第５条 成果品

- 業務各段階において作成・提出する報告書等及び数量（部数）は次表のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。最終成果品の提出期限は履行期間の末日とする。なお、数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、実施機関との面談等に必要な部数は別途受注者が用意する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは相手国実施機関等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
- 調査データの取得に当たっては、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権について、実施機関への照会等を通じて調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- インセプション・レポート、インテリム・レポート、ドラフト・ファイナル・レポートは原則として電子データとし、ファイナル・レポートは製本とする。報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

¹¹ P/E とは、調査内容と成果の質を向上させることを目的とし、専門的な知識を持つ第三者による技術的な照査の実施と妥当性の確認を行うものである。

¹² 相手国政府・実施機関の事業承認に必要な情報を提供するために、発注者が別途指定する様式で情報提供を求める可能性がある。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	
インセプション・レポート	契約締結後 1 カ月前 初回現地調査前	英語	電子データ	
インテリム・レポート	2026 年 4 月下旬	日本語	電子データ	
		英語語	電子データ	
ドラフト・ファイナル・レポート	2026 年 7 月上旬	日本語	電子データ	
		英語	電子データ	
		英文要約	電子データ	
初期環境調査報告書／ 環境アセスメント案	2026 年 7 月上旬	英語	電子データ	
デジタル画像集	契約履行期限末日	日本語	CD-R	1 部
ファイナル・レポート (F/R) (最終成果品) (※部数は公開版・非 公開版の合計)	契約履行期限末日	日本語	製本	6 部
			CD-R	1 部
		英語	製本	10 部
			CD-R	2 部
調査データ	契約履行期限末日	英語	別途指定	1 部

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

- 共通仕様書第 6 条に記された内容

(2) インセプション・レポート

- ① 業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容
- ② 環境社会配慮部分：第 4 条（13）に係る調査方針の環境チェックリスト様式を用いた要約

(3) インテリム・レポート

- ① 事業の背景・経緯、事業実施の必要性・妥当性、最適案、環境社会配慮、自然条件調査結果、設計の前提となる基本条件（主要構造物の機能・性能、適用する技術基準、設計耐用年数等）、事業費積算の基本方針（適用予定の積算基準、直接工事費・諸経費の積算方法等）

- ② 環境社会配慮部分：第4条（13）の該当項目¹³の机上調査部分、今後の調査スケジュール、調査の中間報告の環境チェックリスト様式を用いた要約

（4）ドラフト・ファイナル・レポート

- ① 環境社会配慮、自然条件調査結果、概略設計結果、概略事業費の積算結果
② 調査結果の全体成果¹⁴、要約

（5）デジタル画像集

- 各画像にキャプションを付した事業対象サイト等のデジタル画像集

（6）ファイナル・レポート

- 調査結果の全体成果、要約
➤ 分析の過程が分かる、経済分析に用いたキャッシュ・フロー表等の Excel ファイルを含める。レポートの冒頭に、10 ページ程度の調査結果の要約を含める。

（7）ファイナル・レポート（先行公開版¹⁵）

- ファイナル・レポートのうち、一定期間非公開となる情報を除いた内容
➤ 原則以下の部分を除外するが、具体的な対象箇所については、発注者と事前に充分調整の上で決定する。
- ・ 事業費積算、調達パッケージ、コンサルティング・サービスの人月・積算、経済・財務分析に含まれる積算関連情報
 - ・ 実施機関の経営・財務情報のうち、公開されていない情報
 - ・ 民間企業の事業や財務に関わる情報

（8）調査データ

- 事業費算や内部収益率（EIRR/FIRR）の算出根拠が含まれるデータは、Excel 形式。位置情報¹⁶の含まれるデータは、KML もしくは GeoJSON 形式。ラスター

¹³ 第4条「業務の内容」●「環境アセスメント」②(ア)「相手国の環境社会配慮制度・組織の確認」～(エ)「ベースラインとなる環境社会の状況の確認」の机上調査部分。（該当する場合は：●）「住民移転計画」①(ア)「住民移転に係る法的枠組みの分析」、(イ)「住民移転の必要性の記載」。●「先住民民族計画」①(ア)「社会アセスメントの結果」の机上調査部分。）今後の調査スケジュール。調査の中間報告を助言委員会スコーピング・ワーキンググループ向け資料として取りまとめた上で環境チェックリスト（案）の様式を用いて要約すること。

¹⁴ 分析の過程が分かる、経済分析に用いたキャッシュ・フロー表等の Excel ファイルを含める。

¹⁵ JICA 環境社会配慮ガイドラインでは、最終報告書完成後速やかにウェブサイトで情報公開することが求められている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために事業費等を記載しない報告書として協力準備調査最終報告書（和文：簡易製本版）を作成する。

¹⁶ 位置情報の取得は可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。

データに関しては GeoTIFF 形式とする。Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを最終成果品に合わせて提出する。

(9) 報告書作成にあたっての注意事項

- 各報告書表紙の裏面には、調査時に用いた通貨換算率とその適用年月日を記載すること。
- 各報告書の作成にあたっては、装丁等が華美に流れ過ぎないように、常識の範囲内で極力コストダウンを図ること。
- 各報告書が特に分冊形式になる場合は、本編と例えばデータの根拠との照合が容易に行えるよう工夫を施すこと。
- 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する外国文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。
- レポートで引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記すること。

(10) インド地図の扱い

- 1) インド、パキスタン及びネパールについては、国全体を示す地図は用いず、関係する地域に限定した地図を作成して使用する。
- 2) 上記 1) での対応が困難もしくは不適当な場合には、発注者の担当部署と協議のうえ、以下①～③のいずれかの対応としたうえで、以下 3) の対応をとり、免責条項を必ず記載する。
 - ① 国連地図を複製使用する。ただし、使用の際に、地図から国連の名前及び地図に付与されている参照番号を削除し、そのうえで、「本地図は国連作成地図を加工した。」または “This map is developed based on UN map” 等と付し、国連の地図を加工していることを明確にする（国連の名前及び地図に付与される参照番号を削除せず使用する場合は、国連の使用許諾を得る必要があるため。詳細は国連地理空間情報局の使用許諾に係るガイドラインを参照）。
 - ② 各国が主張する国境と実効支配線を全て表示するとともに、主張に相違がある地域（カシミール地域、アルナーチャル・プラデシュ地域及びカラパニ地域）については、配色等でどの国の領土であるかを示さない（上記①の国連地図と同様の対応）。やむを得ず配色しなければならない場合は、

キャプション表示等により、議論のある地域を覆う工夫を加える。

- ③ 各国が主張する国境及び実効支配線を点線で表示するとともに、主張に相違がある地域（カシミール地域、アルナーチャル・プラデシュ地域及びカラパニ地域）については、配色等でどの国の領土とみなしているかを表さない。

- 3) 上記2)に記載の地図を使用する場合には、以下の免責条項を記載する。地図の出典も合わせて記載する。なお、パワーポイント等においても免責条項を省略せず明記する。

【免責条項】

免責：本地図上の表記は図示目的であり、いずれの国及び地域における、法的地位、国境線及びその画定、並びに地理上の名称についても、JICAの見解を示すものではありません。

Disclaimer: This map is only for illustrative purposes and does not imply any opinion of JICA on the legal status of any country or territory, the border line of any country or territory or its demarcation, or the geographic name

第6条 再委託

本業務では、以下の業務については、業務相手国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	地質調査	第4条（12）自然条件調査、現地条件調査等	一式	定額計上
2	環境社会配慮/自然条件調査	第4条（12）自然条件調査、現地条件調査等、第4条（13）環境社会配慮に係る調査	一式	本見積

第7条 機材の調達

本業務では機材調達を想定していない。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者が受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法に

より「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

1. 基本情報

- (1) 国名：インド
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：ヒマーチャル・プラデシュ州（人口約 680 万人（2011 年国勢調査））
- (3) 案件名：ヒマーチャル・プラデシュ州保健システム強化事業（Project for Strengthening Health System in Himachal Pradesh）
- (4) 事業の要約：ヒマーチャル・プラデシュ州において三次・二次医療施設の機材整備及び、三次医療施設の施設整備を行うもの。

2. 事業の背景と必要性

- (1) 当該国における保健セクター／対象地域の開発の現状・課題及び本事業の位置付け

インド政府は、経済発展と均衡のとれた社会発展を達成するため、社会サービス公衆衛生政策である National Health Mission（以下、「NHM」という。）の下、医療サービス向上に取り組んでいる。他方で、依然として医療インフラが不足しており、病床数（千人あたり 1.6 床、世界銀行、2020 年）は世界平均（千人あたり 3.3 床、世界銀行、2020 年）を大きく下回っている。また、医療費の自己負担割合（約 46%）は世界平均（約 17%）を大きく上回る（世界銀行、2022 年）等、全ての人々が基礎的な保健医療サービスを、必要なときに、負担可能な費用で享受できる状態を指すユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（以下、「UHC」という。）の実現に向けた課題は依然として大きい。

ヒマーチャル・プラデシュ州では、UHC の実現に向けては三次及び二次医療施設において、インフラ及び医療運営の両面から課題がある。インフラ面では、医療機材が不足または老朽化しており、中央政府が必要と定めた医療機器を、十分に備えている医療施設は希少（18%）であり、これはインドの全 36 の州及び連邦直轄領において 35 位という状況である（インド保健家族福祉省、2024 年）。加えて、がんに関して言えば、年間のがん罹患率が全 36 の州及び連邦直轄領において 7 番目に高いものの（The Lancet、2016 年）、同州には総合的ながん治療を提供できる医療施設が存在していない。続いて医療運営面では、病院管理情報システムが未導入の施設も多く、また診断・治療情報等のデジタル化や医療施設間での連結、州内でのデータ統合等が十分に進んでいないこともあり、州内の医療施設における混雑や長い待ち時間が生じている。こうしたことから、実施機関の推計によれば 15～20%の患者及びその家族が治療のため他州へ移動しているが、同州は山岳地帯に位置しているため適切な医療へのアクセスには大きな経済的・時間的コストが伴うほか、こうしたコスト負担の余裕が無い場合には、十分な治療を受けられない、病気の早期発見・治療が遅れることも問題となっている。こうした状況もあり、同州の家計に占める医療費負担割合（14%）はインド政府の目標（8%）に到達していない（インド行政委員会、2024 年）。同州政府は NHM 等の

中央政府による予算措置を活用しながら、医療施設・機材の拡充等の取り組みを推進しているが、こうした取り組みは基本的な施設・機材に留まる上に規模も十分ではなく、医療サービスの強化に向けては、州内独自で三次及び二次医療施設やその機材の充実を図ることが急務となっている。

ヒマーチャル・プラデシュ州保健施設強化事業（以下、「本事業」という。）は、三次・二次医療施設の機材整備及び、三次医療施設の施設整備を通して、同州政府が提供する医療サービスを向上させ、もって当国の UHC の推進に寄与するものであり、同国保健セクターにおける重要事業に位置付けられる。

（２）保健セクターに対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置付け

対インド国別開発協力量針（2023 年 11 月）において、クリーンな社会経済開発の一環として「保健・衛生分野」に取り組むとしている。また、「FOIP 協力の新たな柱」の一つである「インド太平洋流の課題対処」において、国際保健は重要な課題の一つと位置付けられている。JICA 対インド国別分析ペーパー（2025 年 3 月）においては「保健医療福祉サービスプログラム」の中で、今後も医療施設や機材等のハード面の整備及び医療人材の育成及び各病院等におけるマネジメント等のソフト面の支援を行うこと、支援ニーズが高まっている非感染性疾患への対応を強化することを述べている。さらに、JICA グローバル・アジェンダ（保健医療）においても、誰もが安心して必要な時に十分な質の保健医療サービスを受けられる保健医療体制が構築されることを目指すとしており、本事業はこれらの方針・分析に合致する。

（３）他の援助機関の対応

世界銀行は、保健医療サービスの質の向上や UHC の推進を重視する方針を掲げており、インド保健医療セクターに対しては 2025 年 3 月時点で計 14.2 億米ドルの承諾実績がある。また、アジア開発銀行も保健分野においてはプライマリーヘルスケアシステム、二次及び三次病院へのアクセス改善、医療教育の強化等の幅広い支援を実施しており、2025 年 4 月時点で計 28.3 億米ドルの承諾実績がある。他方でヒマーチャル・プラデシュ州の保健セクターにおいては他の援助機関の支援実績は無い。

（４）本事業を実施する意義

世界銀行は、保健医療サービスの質の向上や UHC の推進を重視する方針を掲げており、インド保健医療セクターに対しては 2025 年 3 月時点で計 14.2 億米ドルの承諾実績がある。また、アジア開発銀行も保健分野においてはプライマリーヘルスケアシステム、二次及び三次病院へのアクセス改善、医療教育の強化等の幅広い支援を実施しており、2025 年 4 月時点で計 28.3 億米ドルの承諾実績がある。他方でヒマーチャル・プラデシュ州の保健セクターにおいては他の援助機関の支援実績は無い。

3. 事業概要

（１）事業の目的

本事業はヒマーチャル・プラデシュ州において三次・二次医療施設の機材整備及び、三次医療施設の施設整備を実施することにより、同州政府が提供する医療サービスの向上を図り、もって同州における UHC の実現に寄与するもの。

（２）事業内容

- （ア）既存の三次及び二次医療施設における医療機材の整備（国際競争入札及び国内競争入札）
- （イ）がんの治療に特化した三次医療施設の新設（国際競争入札及び国内競争入札）
- （ウ）医療施設におけるデジタル化推進のための機器・システム整備（国内競争入札等）
- （エ）コンサルティング・サービス（詳細設計、入札補助、施工監理、施設運営・人材育成プログラムの実施等）（ショートリスト方式）

（３）事業実施機関／実施体制

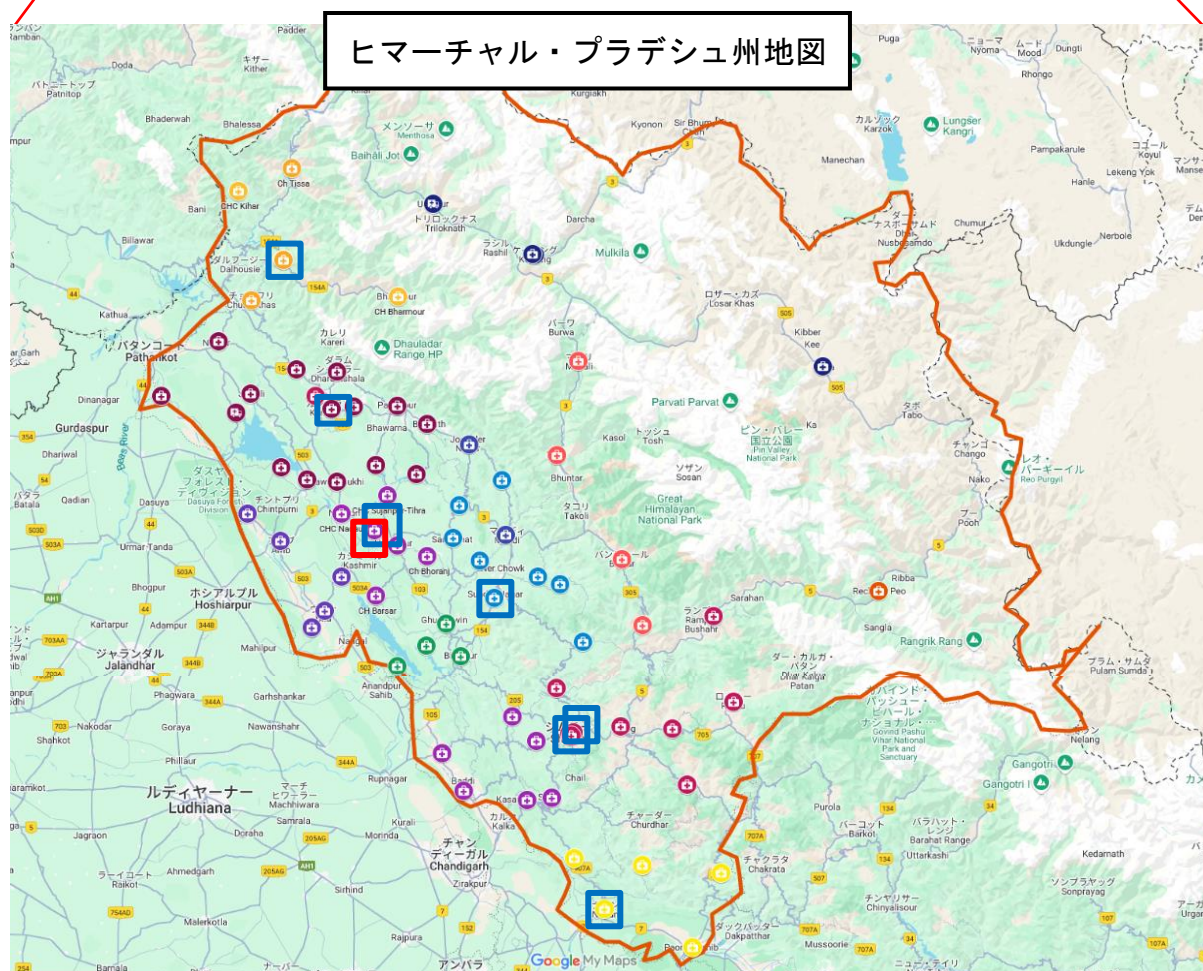
ヒマーチャル・プラデシュ州保健家族福祉局（Department of Health and Family Welfare, Government of Himachal Pradesh。以下「DHFW」という）。医療機材調達に関してはヒマーチャル・プラデシュメディカル公社（Himachal Pradesh Medical Services Corporation Limited）、医療施設建設については同州公共事業局（Public Works Department）、デジタル機器調達に関しては同州電子開発公社（HP State Electronics Development Corporation Limited）が DHFW の入札支援を行う。

以上

ヒマーチャル・プラデシュ州保健システム強化計画 地図



出典 : [India Map | Free Map of India With States, UTs and Capital Cities to Download](http://www.india-map.com/)



出典 : ヒマーチャル・プラデシュ州保健家族福祉局（本計画にて支援対象となる医療施設をプロット、無印＝機材整備を行う二次医療施設、青い角囲み＝機材整備を行う三次医療施設、赤い角囲み＝がんの治療に特化した医療施設の予定地）

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：保健セクターに関連する調査

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4-3 の「要員計画」は不要です）。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式 4-4）

5) 現地業務に必要な資機材

6) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

① 対象国及び類似地域： 全世界

② 語学能力： 英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

契約期間は2025年12月～2027年2月、この間に4回程度の現地調査を行うことを想定しますが、最適な業務工程案について提示して下さい。

- 1) 業務計画書提出：契約開始後10営業日以内
- 2) インセプション・レポート提出：契約開始後1か月以内
- 3) インテリム・レポート提出：2026年4月下旬
- 4) ドラフト・ファイナル・レポート提出：2026年7月上旬
- 5) ファイナル・レポート提出：2027年2月26日まで

（2）業務量目途

1) 業務量の目途

約36.00人月

本邦研修（または本邦招へい）に関する業務人月2.15を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。

2) 渡航回数を目途 延べ36回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（3）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 地質調査
- 環境社会配慮関連の調査 自然条件調査

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 実施機関作成の Preliminary Project Report 実施機関と JICA 間の Q&A 集
- 本邦技術・ノウハウの活用可能性の検討

2) 公開資料

- なし

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA インド事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

154,327,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（３）別見積としている項目、及び（４）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（３）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- １）直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- ２）上限額を超える別提案に関する経費
- ３）定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（４）定額計上について

本案件は定額計上があります（12,581,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額 (税抜き)	金額に含まれる 範囲	費用項目
1	地質調査	第4条 業務の内容、(12) 自然条件調査、現地条件調査等	5,000,000 円	調査費一式	再委託
2	本邦招へい(報酬及び直接経費)	第4条 業務の内容、(7) 実施機関の本邦へい	7,581,000 円	報酬(事前業務(3号 0.4人月及び5号1人月で想定、提案は認めない)、及び同行(現時点では3号 0.75人月:研修内容を踏まえ提案、見直し可))	国内業務費(本邦招へい等)

(5) 見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。

(千円未満切捨て不要)

(6) 旅費(航空賃)について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用(買替対応費用)を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください(首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く)。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙3：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	—	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇</u>	(一)	(8)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 業務主任者等としての経験	—	2
ウ) 語学力	—	1
エ) その他学位、資格等	—	1
3) 業務管理体制	(一)	(4)